20 年 月 日

**依　　頼　　書**

さがみ岡田特許商標事務所

弁理士　岡田　陽之介　殿

私は、さがみ岡田特許商標事務所のWEBサイトにて出願審査請求サービスのご案内，サービスの流れ，料金，個人情報保護方針，その他の留意事項を確認しました。これらに同意し、特許出願の出願審査請求サービスを申し込みます。

|  |
| --- |
| **依頼者** |
| **氏名又は名称　　　　[必須]** |  |
| **代表者**　※法人の場合 |  |
| **住所又は居所　　　　[必須]** |  |

|  |
| --- |
| **担当者** |
| **氏名　　　　　　　　[必須]** |  |
| **住所又は居所　　　　[必須]** |  |
| **所属先名称** |  |
| **部署名又は役職名** |  |
| **電子メールアドレス　[必須]** |  |
| **電話番号　　　　　　[必須]** |  |
| **ファクシミリ番号** |  |
| **連絡方法** | **ａ**．電子メール　　**ｂ**．電話　　**ｃ**．FAX　　**ｄ**．郵送 |

＊弊所から電子メールを送信する際の添付ファイルの暗号化をご希望の場合には、パスワードを指定してください。※英数字4文字以上

**ご希望のパスワード**：

**貴社整理番号：**

|  |
| --- |
| **Ａ欄．依頼内容** |
| **出願番号　[必須]** |
| 特願 第　　　　－　　　　　　　号 |
| **請求時期　[必須]** |
| **ａ**. すぐ請求**ｂ**. 特許出願の日から　　年　　　ヶ月後に請求（※2年11ヶ月まで）**ｃ**. 特許出願の日から　　年　　　ヶ月以内に請求（※0年1ヶ月～3年0ヶ月） |
| **補正/出願分割の要否　[必須]**  |
| **ａ**．必要（※**Ｂ**欄にも記入してください。）**ｂ**．不要 |
| **早期審査申請の要否　[必須]**  |
| **ａ**. 必要（※所定の要件を満たすことが必要です）**ｂ**. 不要 |
| **審査請求料の減免申請の要否　[必須]**  |
| **ａ**. 必要（※所定の要件を満たすことが必要です）**ｂ**. 不要 |
| **送付資料の有無　[必須]** |
| **ａ**. 無**ｂ**. 有（※**Ｃ**欄にも記入してください。） |
| **自由記入欄** |
|  |

|  |
| --- |
| **Ｂ欄．補正又は出願分割の内容** |
|  |

|  |
| --- |
| **Ｃ欄．送付資料** |
| **送付資料 １** |
| **(1)資料名** |
|  |
| **(2)説明** | **(3)送付方法** |
|  | **ａ**．電子ファイル**ｂ**．ＦＡＸ**ｃ**．郵送  |

|  |
| --- |
| **送付資料** |
| **(1)資料名** |
|  |
| **(2)説明** | **(3)送付方法** |
|  | **ａ**．電子ファイル**ｂ**．ＦＡＸ**ｃ**．郵送  |

**＊送付資料３以降については、上表をコピー＆ペーストして追加し、記入してください。**

|  |
| --- |
| **Ｄ欄．請求人** |
| **請求人 １　[必須]** |
| **(1)識別番号　※お持ちの方** |  |
| **(2)氏名又は名称　　　　[必須]** |  |
| **(3)代表者　※法人の場合** |  |
| **(4)住所又は居所　　　　[必須]** |  |
| **(5)国籍　　　　　　　　[必須]** |  |

**＊請求人２以降については、上表をコピー＆ペーストして追加し、記入してください。**

以上

- - - - - - - - - - - - - - - - - - - 切 り 取 り - - - - - - - - - - - - - - - - - - -

**留　意　事　項**

＜出願審査請求をするにあたって＞

（料金）

・手続等の内容によって当事務所規定の料金が発生すること。

・料金は、原則として前受金で請求されること。

・請求書は、原則として当事務所の弁理士から電子メールで送付されること。

・料金は、支払期限までに指定の銀行口座に請求金額を振り込むこと。振込手数料は依頼者が負担すること。

・料金の支払後、手続を中止する場合は、返金されないこと。

（出願審査請求）

・出願審査請求をすることができる期間は、原則として特許出願の日から３年以内であること。

・出願審査請求をした後は、その請求を取り下げることはできないこと。

・出願審査請求をしない場合は、特許出願は自動取下げとなること。

（先行技術調査）

・先行技術調査は、依頼者の希望により行われること。

・先行技術調査を行った場合は、原則として当事務所の弁理士から電子メールで報告書が送付されること。回答依頼には、回答期限までに速やかに応じること。

・先行技術調査の結果は、調査範囲及びデータベースの限りにおいてヒットした先行技術文献に記載の発明と本願発明との対比に基づいてなされた弁理士の判断結果であること。弁理士の判断結果と審査官による審査結果とは、調査した弁理士と審査官とで調査範囲及びデータベースが相違すること等により、異なることがあること。

・先行技術調査の結果、当事務所の弁理士が特許となる可能性が極めて低いと判断した場合は、原則として手続をすることは勧めないが、依頼者の求めにより、手続を行うことがあること。

・先行技術調査の結果、当事務所の弁理士が特許となる可能性が極めて低いと判断した場合であっても、出願の内容を補正し、又は出願分割をする旨を当事務所の弁理士に提示すれば、再度先行技術調査を行うことができること。

（請求手続）

・出願審査請求の時期について指定がなかった場合は、料金の振込が確認された後、出願審査請求手続が開始されること。

・出願審査請求の時期について指定があった場合は、料金の振込が確認された後、指定された時期のタイミングで、出願審査請求手続が開始されること。

・出願審査請求の時期について指定があった場合であって、料金の振込が確認された後、かつ、指定された時期の前に手続補正によりクレームの数が増加したときは、増加したクレーム数に応じた追加料金がかかること。

・追加料金の支払が必要な場合は、追加料金の振込が確認された後、出願審査請求手続が開始されること。

・追加料金を支払期限までに支払うことができない場合であって、出願審査請求手続の開始を希望するときは、速やかに当事務所の弁理士に相談すること。

（早期審査）

・早期審査を申請する場合は、所定の要件に該当することが必要であること。

・早期審査を申請しても、所定の要件に該当しないときは、早期審査はなされないこと。ただし、再度申請をすることができることがあること。

・早期審査を申請する場合であって、当事務所の弁理士から証明書、説明資料等を求められたときは、速やかに当事務所の弁理士に提出すること。提出できないときは、当事務所の弁理士に相談すること。

・早期審査の内容、料金等については、当事務所のWEBサイトも確認すること。

（出願審査請求料の減免）

・出願審査請求料の減免申請する場合は、所定の要件に該当することが必要であること。

・出願審査請求料の減免申請をしても、所定の要件に該当しないときは、出願審査請求料の減免はなされないこと。ただし、再度申請をすることができることがあること。

・出願審査請求料の減免申請をする場合であって、当事務所の弁理士から証明書等を求められたときは、速やかに当事務所の弁理士に提出すること。提出できないときは、当事務所の弁理士に相談すること。

・出願審査請求料減免の内容、料金等については、当事務所のWEBサイトも確認すること。

（手続補正・出願分割）

・手続補正又は出願分割をする場合は、原稿の確認依頼が、当事務所の弁理士から電子メールで送付されること。確認依頼があった場合は、速やかに応じること。

・原稿を確認し、特許庁への手続をしてもよい場合は、その旨を当事務所の弁理士に回答すること。

・原稿の内容を訂正したい場合は、その箇所及び内容を当事務所の弁理士に回答すること。

・手続補正によりクレームの数が増加する場合は、手続補正後のクレームの数に応じた出願審査請求料がかかること。

・手続補正及び出願分割の料金については、当事務所のWEBサイトも確認すること。

＜請求後について＞

（中間手続）

・特許庁にて特許出願の審査が開始された場合は、拒絶理由通知を受けることがあること。

・拒絶理由通知を受けた場合は、指定された応答期間内に意見書等の手続をしなければ、拒絶をすべき旨の査定（以下、「拒絶査定」をいう。）になること。

・拒絶理由通知を受けた場合は、原則として当事務所の弁理士から電子メールで連絡されること。回答依頼には、回答期限までに速やかに応じること。

・拒絶理由通知の連絡があった場合であって、当事務所の弁理士による手続の代理を希望するときは、当事務所の中間手続サービス（拒絶理由通知に対する手続）を申し込むこと。その際、依頼者の意見等があれば、当事務所の弁理士に回答すること。

・中間手続サービスの内容、料金等については、当事務所のWEBサイトも確認すること。

（拒絶査定不服審判）

・拒絶査定となった場合であっても、拒絶査定不服審判の請求をすれば、特許を受けることができることがあること。

・拒絶査定の謄本の送達があった場合は、原則として当事務所の弁理士から電子メールで連絡されること。回答依頼には、回答期限までに速やかに応じること。

・拒絶査定の連絡があった場合であって、当事務所の弁理士による拒絶査定不服審判の請求の代理を希望するときは、当事務所の拒絶査定不服審判サービスを申し込むこと。その際、依頼者の意見等があれば、当事務所の弁理士に回答すること。

・拒絶査定不服審判サービスの内容、料金等については、当事務所のWEBサイトも確認すること。

（その他）

・特許出願人についての変動（氏名・名称の表示変更、住所・居所の表示変更等）があった場合は、速やかに当事務所の弁理士に連絡するか、又は当事務所の中間手続サービス（その他の手続）を申し込むこと。

・依頼者の都合により、代理人の解任、複代理人の選任、代理人の変更をする場合は、速やかに当事務所の弁理士に連絡するか、又は当事務所の中間手続サービス（その他の手続）を申し込むこと。

＜特許査定後について＞

（特許権の設定の登録）

・特許をすべき旨の査定（以下、「特許査定」という。）の謄本の送達があった場合は、３０日以内に第１年から第３年分の特許料を納付しなければ、特許権の設定の登録はされないこと。

・特許査定の謄本の送達があった場合は、原則として当事務所の弁理士から電子メールで連絡されること。回答依頼には、回答期限までに速やかに応じること。

・特許査定の連絡があった場合であって、特許権の設定を希望するときは、当事務所の弁理士にその旨を回答し、支払期限までに指定の銀行口座に請求金額を支払うこと。

・支払期限までに支払うことができない場合であって、特許権の設定を希望するときは、当事務所の弁理士に相談すること。

・特許査定の連絡があった場合であって、特許権の設定を希望しないとき、その他要望があるときは、当事務所の弁理士にその旨を回答すること。

（特許料の減免）

・特許料の減免申請は、特許料の納付の都度、行うことができること。

・特許料の減免申請をする場合は、所定の要件に該当することが必要であること。

・特許料の減免申請をしても、所定の要件に該当しないときは、特許料の減免はなされないこと。ただし、再度申請をすることができることがあること。

・特許料の減免申請をする場合であって、当事務所の弁理士から証明書等を求められたときは、速やかに当事務所の弁理士に提出すること。提出できないときは、当事務所の弁理士に相談すること。

・特許料減免の内容、料金等については、当事務所のWEBサイトも確認すること。

（特許出願の代理業務の終了）

・特許出願の代理業務は特許権の設定の登録、又は拒絶査定の確定をもって終了すること。

＜その他＞

（特許権の存続期間）

・特許権の存続期間は、特許出願の日から２０年で満了するが、各年分の特許料は納付期限までに納付しなければならないこと。

・各年分の特許料を納付する場合であって、当事務所の弁理士による代理手続を希望するときは、当事務所の年金管理サービスを申し込むこと。

（特許異議申立）

・特許がされても特許掲載公報の発行の日から６月以内は、特許異議申立がされることがあること。

・特許異議申立があった場合であって、当事務所の弁理士による代理手続を希望するときは、当事務所の特許異議申立サービスを申し込むこと。

・特許異議申立サービスの内容、料金等については、当事務所のWEBサイトも確認すること。

（特許無効審判）

・特許がされても無効理由に該当する場合は、特許無効審判を請求されることがあること。

・特許がされても後発的に無効理由に該当するものとなった場合は、特許無効審判を請求されることがあること。

・特許無効審判の請求があった場合であって、当事務所の弁理士による代理手続を希望するときは、当事務所の特許無効審判サービスを申し込むこと。

・特許無効審判サービスの内容、料金等については、当事務所のWEBサイトも確認すること。

（その他）

・特許権者についての変動（氏名・名称の表示変更、住所・居所の表示変更等）があった場合であって、当事務所の弁理士による代理手続を希望するときは、当事務所の申請/届出サービスを申し込むこと。

・依頼者の都合により、代理人の解任、複代理人の選任、代理人の変更をする場合であって、当事務所の弁理士による代理手続を希望するときは、当事務所の申請/届出サービスを申し込むこと。

・申請/届出サービスの内容、料金等については、当事務所のWEBサイトも確認すること。

・その他、不明な点は当事務所の弁理士に問い合わせること。

以上